

若手弁護士の経済的窮状について

原和良（東京弁護士会）

- 1 この15年間ほど、毎年、司法修習生の弁護実務修習を受け入れている。年々、法律事務所への就職は厳しくなり、当事務所に配属された修習生も一部の例外を除き、就職活動に四苦八苦している。

いったん内定はとったものの、労働環境は悪そうだから内定はキープしたまま就職活動を続けるという修習生もいる。毎年、苦勞して入った事務所を、わずか2か月、3か月で退所して、別の事務所に移籍したり、独立開業せざるを得ない若手弁護士は、私の知る限りでも相当数いる。

大学教育、ロースクール問題、司法修習、司法基盤の整備等、課題は山積している。ややこしいのは、日本社会全体の格差社会化が進み中間層が崩壊し、司法の問題を市民自身が自分の問題であると認識する余裕がなくなっていることだ。ややもすると、弁護士の窮乏は他人の問題であって、弁護士だけが既得権を叫ぶことは傲慢だという社会の分裂を生んでいることだ。

- 2 とりわけでも若手の経済的窮状は、単なる我慢が足りないとか、自己責任とかで済まされる問題ではないと思う。企業内弁護士が増えて活動領域が広がったといわれるが、若手弁護士が企業に入ることによって、法の支配が企業の中に浸透しているかという点、組織に従順な法律技術者として企業利益に貢献しているだけで、独立した法律家として活躍の場が与えられているとは到底思えない。
- 3 社会が弁護士に対し、専門職として、それにふさわしい待遇を付与しなければ、司法の役割は今まで以上に矮小化されいびつな社会になる。弁護士の側が、もっと努力して社会のニーズに応える必要はあると思うが、お金のあるもの、商売センスのあるものだけが、生き残る、徹底した市場主義が法曹界にはびこる状況は、元来司法が市場原理の弊害にチェック機能を果たし多数派原理から排除された少数者の人権を守るといふ、市場主義に対抗するところに大きな存在意義があることから考えると由々しき事態だと考えられる。
- 4 この状況をどう変えるべきか、弁護士の意見は支離分裂しまた多くの弁護士が絶望するか無関心である。しかし、おかしいという問題意識を持ち、その問題意識を捨てずに現状と正面から向き合う努力は続けていきたい。

(2016年11月11日記)